旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 25 年 12 月 24 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①東群馬旅行　②第２種旅行業　③群馬県知事登録旅行業第２－309号　④荒井壯佳　太田市下田島町1243番地137　⑤本社営業所　太田市下田島町1243番地137　⑥平成５年６月28日　⑦平成25年11月４日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①宮島毎日旅行会　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２－43号　④宮嶋邦宏　香取市小見川242番地　⑤本社営業所　香取市小見川242番地　⑥昭和53年３月24日　⑦平成25年11月13日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①トラベルポケット株式会社　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３－807号　④トラベルポケット株式会社　千葉市花見川区南花園二丁目８番10号　代表取締役　小林正孝　⑤本社営業所　千葉市花見川区南花園二丁目８番10号　⑥平成20年12月８日　⑦平成25年11月15日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①入間観光サービス有限会社（入間観光トラベル）　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－846号　④入間観光サービス有限会社　狭山市大字笹井2825番地の１　代表取締役　岡部和彦　⑤本社営業所　狭山市大字笹井2825番地の１　⑥平成11年10月28日　⑦平成25年11月27日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①有限会社安城観光社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－616号　④有限会社安城観光社　安城市御幸本町14番12号　清算人　平澤孝江　⑤本社営業所　安城市御幸本町14番12号　⑥昭和58年11月15日　⑦平成25年11月14日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①西濃華陽観光バス株式会社　②第２種旅行業　③岐阜県知事登録旅行業第２－242号　④西濃華陽観光バス株式会社　大垣市浅草四丁目65番地の１　代表取締役　小川健司　⑤本社営業所　大垣市浅草四丁目65番地の１　⑥平成13年７月６日　⑦平成25年12月１日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①アルファトラベル株式会社　②第３種旅行業　③愛媛県知事登録旅行業第３－81号　④アルファトラベル株式会社　四国中央市妻鳥町969番地の１　代表取締役　篠原敏　⑤本社営業所　四国中央市妻鳥町969番地の１　⑥昭和59年12月26日　⑦平成25年11月30日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社いとう観光社　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－456号　④株式会社いとう観光社　刈谷市東陽町三丁目８番地　破産管財人　田中智　⑤本社営業所　刈谷市東陽町三丁目８番地　⑥昭和52年11月17日　⑦平成25年９月20日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①宮津天橋立観光旅館協同組合　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－580号　④宮津天橋立観光旅館協同組合　宮津市字文珠314番地の２天橋立ターミナルセンター内　代表理事　石間太朗　⑤本社営業所　宮津市字文珠314番地の２天橋立ターミナルセンター内　⑥平成20年12月３日　⑦平成25年12月３日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社フラワーツーリスト　②第３種旅行業　③秋田県知事登録旅行業第３－41号　④有限会社フラワーツーリスト　秋田市新屋前野町11番６号　代表取締役　永井要　⑤本社営業所　秋田市新屋前野町11番６号　⑥昭和58年12月26日　⑦平成25年12月４日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社熊本トラベル　②第３種旅行業　③熊本県知事登録旅行業第３－102号　④有限会社熊本トラベル　八代市植柳下町1399番地の５　代表取締役　宮坂憲雄　⑤本社営業所　八代市植柳下町1399番地の５　⑥昭和61年11月27日　⑦平成25年11月26日　⑧60万円　⑨300万円

Ｂ　①有限会社辻観光サービス　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－654号　④有限会社辻観光サービス　岡崎市矢作町字高縄手22番地６　代表取締役　辻村繁仁　⑤本社営業所　岡崎市矢作町字高縄手22番地６　⑥昭和61年７月14日　⑦平成25年４月８日　愛知県知事登録旅行業第３－654号　⑧160万円　⑨1100万円

Ｂ　①有限会社オーケー観光社　②第２種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第２－453号　④有限会社オーケー観光社　矢板市境林626番地１　代表取締役　大桶アヤ子　⑤本社営業所　矢板市境林626番地１　⑥平成５年１月21日　⑦平成25年11月19日　栃木県知事登録旅行業第３－453号　⑧160万円　⑨1100万円

以上13件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

Ａ　①有限会社ナイトフッド　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3924号　④有限会社ナイトフッド　東京都杉並区高円寺南四丁目６番12号　取締役　黒田正彦　⑤本社営業所　東京都杉並区高円寺南四丁目６番12号　⑥平成８年６月24日　⑦平成25年11月27日　⑧60万円　⑨300万円

以上１件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾